

令和2年2月21日

令和2年第1回岬町議会臨時会

第1日会議録

令和2年第1回（2月）岬町議会臨時会第1日会議録

○令和2年2月21日（金）午前10時30分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 奥野 学

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 5名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	会計管理者	福井 智淑	
副町長 中口 守可	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	
副町長 松岡 裕二	総務部理事 兼財政改革部理事	栗山 茂雄	
教育長 古橋 重和	総務部理事兼 企画地方創生課長	寺田 武司	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼財政推進担当課長	川端 慎也	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆
総務部長 西 啓介	しあわせ創造部 理事兼住民課長	今坂 嘉文	
財政改革部長 相馬 進祐	都市整備部理事	中谷 博夫	
しあわせ創造部長 兼福祉課長	松井 清幸	都市整備部理事 兼産業観光促進課長	吉田 一誠
都市整備部長 家永 淳	都市整備部副理事 兼土木下水道課長 兼二国推進課長	是澤 敬	
まちづくり戦略室 危機管理監	竹下 雅樹		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木 真澄

議会事務局主査 池田 雄哉

○会 期

令和2年2月21日（1日）

○会議録署名議員

9番 竹原 伸晃

10番 和田 勝弘

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 令和元年度岬町一般会計補正予算（第6次）について

日程第4 議案第2号 令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次）について

(午前10時30分 開会)

○奥野 学議長 皆さんおはようございます。

ただいまから、令和2年第1回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時30分です。

本日の出席議員は、12名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

○奥野 学議長 これより、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員、会議規則第120条の規定により議長において指名します。

9番竹原伸晃君、10番和田勝弘君。以上の2名の方をお願いします。

○奥野 学議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、2月21日の1日にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、2月21日の1日と決定しました。

それでは、本臨時会の開会にあたりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 皆様おはようございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、令和2年第1回臨時会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

まず初めに、現在、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大しており、日本におきましても日を増すごとにその感染の拡大が確認されております。

亡くなられた方々へのご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

メディアによる連日の報道で不安を感じられている住民の皆様も多いかと思えます。厚生労働省では、季節性のインフルエンザ対策と同様に、一人ひとりが咳エチケットや手洗い、うがい等を徹底することが重要としております。

また、全国的なマスク不足に伴い、風邪や感染症の疑いのある人にマスクを届けるため、マスクを買い占めるのではなく、必要分だけの購入を呼びかけております。

さらに、最近では感染症の拡大が観光産業等に及ぼす影響についても問題視されております。

実際に、関西国際空港では欠航便が相次いでおり、外国人入国者数も減少していると聞き及んでおります。

感染症の拡大等の問題は、いつ発生し、どのような被害をもたらすか予測が困難であります。このような事態への対応には議会の皆様や関係機関と連携して取り組むことが必要不可欠であります。

行政としましては、先日、ご報告いたしましたとおり、対策本部を設置し、感染防止対策の充実や情報収集、情報共有、住民への正確な情報提供に努めてまいりました。

今後におきましても関係機関と連携を図り、迅速な対応に継続して取り組んでまいります。

議会の皆様におかれましても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げます付議事件でございますが、令和元年度岬町一般会計補正予算（第6次）について、令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次）についてであります。

以上、議案2件でございます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○奥野 学議長 町長の挨拶が終わりました。

○奥野 学議長 日程第3、議案第1号、令和元年度岬町一般会計補正予算（第6次）についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第3、議案第1号、「令和元年度岬町一般会計補正予算（第6次）について」をご説明いたします。

本補正予算につきましては、地域の強靱化の取り組みを強化するため、国土強靱化地域計画の策定に必要な経費に加え、町道海岸連絡線整備事業及び橋りょう整備事業につきましては、いずれも事業の執行状況を踏まえ、国の交付金を確保するため、予算科目の振り替えを行うほか、下

水道事業特別会計で支弁する汚水柵設置申請件数の増加に伴い、同会計への繰出金を計上するものがございます。

いずれの事業におきましても、年度末を迎え、早急に対応が必要な予算を計上するものがございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております補足説明資料とあわせてご参照願います。

なお、国土強靱化地域計画の概要につきましては、お手元の資料により、この後、竹下危機管理監からご説明させていただきます。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ551万6,000円を追加し、歳入歳出予算の増額を歳入歳出それぞれ79億5,745万2,000円とするものがございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

地方交付税につきましては、普通地方交付税の交付決定に伴い、本補正予算編成に必要な財源といたしまして551万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては11ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

土木費といたしまして154万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、道路維持費につきまして、南海電鉄に委託しております町道海岸連絡線整備委託料の減少に伴い1,645万円を減額計上する一方、本事業の財源であります社会資本整備総合交付金の確保を図るため、同額を整備工事に振り替え計上するものがございます。

なお、工事等の箇所につきましては別添の補足説明資料1ページ、2ページをご参照願います。

橋りょう維持費につきましては、橋りょう整備工事設計業務委託料（城ヶ谷橋）の減少に伴い387万2,000円を減額計上する一方、古田橋の橋りょう改修工事着手後、改修工事を進めたところ、橋りょうの劣化箇所が当初計画箇所より多く、改修の必要が生じたため、橋りょう改修工事（古田橋）391万7,000円を増額計上するものがございます。

なお、工事等の箇所につきましては、別添の補足説明資料3ページ、4ページをご参照願います。

都市計画総務費につきましては、下水道事業特別会計で支弁する汚水桝設置申請件数の増加に伴い、下水道事業特別会計繰出金150万円を計上いたしております。

次に、消防費につきましては災害対策費といたしまして国土強靱化地域計画策定業務委託料397万1,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、近年、自然災害が多発する中、防災・減災対策は喫緊の課題となっております。

国土強靱化基本法に基づき、国の基本計画や大阪府の地域計画との整合を図りながら、本町におきましても、関係部署と連携を図りながら計画を作成することで、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、資料につきましては、別添の補足説明資料、5ページ、6ページに記載しております。

次に、4ページをご参照願います。第2表繰越明許費をご覧ください。

事業の進捗により翌年度に繰り越しが見込まれる事業といたしまして、町道海岸連絡線整備事業、国土強靱化地域計画策定事業を計上いたしております。

なお、繰越上限額につきましてはご覧のとおりとなっております。

最後に、5ページをご参照願います。

第3表、債務負担行為補正をご覧ください。町道海岸連絡線整備事業を廃止するものでございます。

本事業につきましては、先般の12月定例会における一般会計補正予算（第5次）におきまして、債務負担行為補正として1,300万円を追加し、令和2年度当初予算において同額を計上する予定でございました。

しかし、国の交付金を確保するために、今回の補正予算におきまして整備工事を前倒しして計上することに伴い廃止するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 それでは、私のほうから岬町国土強靱化地域計画について説明いたします。

補足説明資料の5ページ、6ページを参照願います。

まず、国土強靱化地域計画とは、近年、気候変動の影響等による急激な変化や自然災害の激甚化が連続的に起きており、住民の生命、財産を守る国土強靱化は一層重要性を増し、喫緊の課題となっております。

どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な地域をつくり上げるための計画が国土強靱化地域計画でございます。

計画策定の進め方につきましては、本町が抱えるリスクと脆弱性を評価することにより、今後の対応方策を多面的に検討し、強くしなやかな地域づくりの方向性について計画として取りまとめるものでございます。

また、強靱化に関する事項は、行政全般にかかわる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針となるものでございます。

法的根拠としましては、国土強靱化基本法になります。これは平成25年12月に制定されております。

その中で、第4条では、地方公共団体は当該地域の状況に応じた国土強靱化施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するというふうにされております。

地方公共団体は国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画、国土強靱化地域計画を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該地方公共団体の計画等の指針となるべきものとして定めることができるというふうに法13条で定められております。

また、国や大阪府では地方自治体における国土強靱化地域計画の策定を促進するための取り組みが進められております。

国におきましては、国土強靱化基本計画を平成26年6月に策定し、平成30年12月に見直しが行われております。

大阪府におきましては、大阪府国土強靱化地域計画を平成28年3月に策定し、令和元年度中の見直しを行っているところでございます。

裏面です。この計画の早期策定の必要性につきましては、平成30年12月に国の基本計画が見直され、令和元年6月には国土強靱化年次計画2019が決定され、その中で関係府省庁では市町村が作成した地域計画に基づく施策につきましては交付金等の交付にあたり、一定程度の配慮を行うとされております。

しかし、これまでは地域計画の策定は努力義務になっており、策定期限も定められていないことや市町村の交付金等の対象となる事業や交付金の配分割合などが不明確でありましたことから、全国的にも大阪府下市町村でも地域計画の策定はあまり進んでいない状況でございます。

本町におきましても見直し時期が来ている地域防災計画や総合計画との整合性も求められることから、これらの計画の見直しに合わせて国土強靱化地域計画の策定を検討していたところでございます。

ちなみに、地域計画の策定状況でございますが、令和2年1月1日現在では、全国で1,741市町村のうち、策定済みが151、策定中（予定を含む）が974でございます。

大阪府内では策定済みが大阪市、堺市、泉佐野市の3市、策定中または予定が13市町、検討中または予定なしが27市町村となっております。

しかし、令和元年8月には、関係府省庁連絡会議で、令和2年度は交付金等への一定程度配慮をさらに重点配分、優先採択等とする、さらに令和3年度には地域計画に基づき実施される取り組みであることを交付要件とするということが申し合わされました。

そして、昨年12月3日に開催されました国土強靱化地域計画に関する府内市町村担当者会議におきましても国の動向が示され、同じ内容での方針であることを確認したところです。

したがって、地域計画を策定しないと、令和3年度から交付金等が受けられないことになります。

よって、交付金等の支援を受けながらさまざまな事業を実施し、地域の安全、安心のまちづくりを実効性のあるものとするためには、市町村が国土強靱化地域計画を速やかに策定することが必須となったところでございます。

また、国の年次計画の策定期間や交付金等の採択の時期等を勘案すると、令和2年度のできるだけ早い時期に策定する必要がございます。

そのために、大阪府下市町村におきましても、早急に地域計画の策定を進めると聞き及んでおります。このことから、本件につきましては今回補正予算を計上し、繰越明許を行うことにより、できるだけ早い時期に地域計画の策定を目指すものでございます。

なお、地域計画の策定にあたりましては、入札による業者委託となりますが、策定期間の短縮及び経費削減のため、受託業者と本町との作業分担を行う仕様としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

竹原議員、どうぞ。

○竹原伸晃議員 9番、竹原です。

先ほど説明があった中で、竹下危機管理監のほうから、国土強靱化計画についてということ、今までこういう議題があまり当議会ではなかったもので、少し教えていただきたいことがございます。

2点ありまして、この国土強靱化地域計画ということでさまざまな事業を実施するというように

書かれておりますが、この計画というのは、まちをしっかりとしたものに変えていく、このハード面の計画だけなのか。それか、ソフト面というのですか、例えば消防団の組織強化を計画していくとかいうのも含まれるのかどうかというのが1点目です。

2点目は、この国土強靱化の計画に庁舎の整備も含まれるのかどうかということでございます。

2点、よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 答えいたします。

さまざまな事業を実施するというところで、ハード面だけかということでございますが、これは全ての施策、事業にまたがるものでございまして、当然、ハード面だけではなしに、消防団もそうです、避難の問題もそうです、ソフトも当然含めての計画になります。

それから、あと庁舎の整備ですけども、当然、これにつきましても計画の中に入ってくるということでございます。

○奥野 学議長 ほかの議員さん、質問ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 委員会付託がございませんので、この場でお聞きしたいと思います。

まずお聞かせいただきたいのは、歳入の充当先なのですが、先ほどの説明によりますと、普通地方交付税が、交付額が決定したということで、説明の中で、本補正に必要な予算を計上しているということでありました。

けれど、歳出は幾つか項目がありますので、その中のどれに、いかほど充当されるのかということをお聞きしたいと思います。

そのことにもかかわりますが、国土強靱化地域計画策定業務委託料が397万1,000円ということで歳出予算に計上されておりますが、これの交付率は100%ということなのか、このこともあわせてお聞きしたいと思います。

それから、町道海岸連絡線の工事にかかわってお尋ねをいたします。

先ほどの説明を受けまして、参考までにお聞きするのですが、工期については従前どおり変更がないというように考えていいのか。

それから、本日、議案とともに補足説明資料もいただいておりますので、その中で工事箇所図ということで、それを見せていただきますと、南海本線との立体交差供用の部分と、それから、その1、その2も含まれているということですので、これは町道海岸連絡線の全域にかかわる予算というように、整備工事にかかわるというように考えていいと思いますのでお尋ねをします。

が、先日、2月5日、議会から工事現場の視察をさせていただきました。

その折にお尋ねをしたのですが、資料として配られている箇所図のその1の部分ですので、南海本線から畑山線にかけての工事箇所にあたりますが、この中で、道路の壁面が膨らんでいる部分が見受けられたのですけれども、それはなぜかその場でお尋ねをしましたが、調査をしますということでお答えをいただいていませんので、この際、調査、聞き取り等ができていればお答えをいただきたいと思います。

それから、橋梁維持費の古田橋についてお尋ねをいたします。

現在、この古田橋については工事が進められているところで、その工事をしていく中で劣化が発見されたということのようでありましたけれども、その内容についてもう少しお聞かせをいただきたいと思います。

本来は工事を始める前に調査をし、どんな工事が必要なのか、予算についても全て見通した上で工事が行われるということが望まれるわけですが、ただ、工事をしていく中でいろいろな新たな要素が発見されるということは起こり得ることだと思いますけれど、やはり、そういうことがたびたび起こらないようにということも思いますので、今回の増額はどのようなことによって必要で、どういった追加工事が必要なのか、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

それから、最後の国土強靱化地域計画の策定にかかわって、補足説明資料に基づいてお尋ねをいたします。

資料の5ページで法的根拠の中で、大きな柱としては三つ目のところで、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該地方公共団体の計画等の指針となるべきものとしてこの計画を定めることができるというように書かれておまして、先ほどそのことをご説明をいただきました。

このことの意味をもう少しお聞きしたいのですが、国土強靱化地域計画以外の、岬町が持っている計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

「以外の」というのが一体何を指しているのかということをお聞きしたいと思うのですが、ここをそのまま読むと、例えば岬町において、それぞれの自治体についてもそうですが、総合計画、最上位にあたる計画になるものですがけれども、それについても、その指針となるものとして定めることができるのがこの国土強靱化地域計画なのですよというようにも考えられるのかなと思うのですが、ほかの計画との関係性について、どのように捉えたらいいのか、この点についてお聞きしたいということと。

それから資料の6ページですが、国においては、この間、何回かこのことにかかわって見直しがされているということが説明をされました。

それで、この地域計画をつくらなければ地方においては非常に不利になるということもよくわかりますので、策定そのものに異議を唱えるものではないのですけれども、これは、策定してから変更、追加ですね、そういった事柄ができるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

というのは、この計画の中に位置付けられたものについては、国からのいろいろな予算、交付金、補助金等を見ますよと計画の中に位置づいていないとか計画立ててないところはお金渡しませんよぐらいのことが国から言われているわけなのですけれども、もしも何か新たに補助金が欲しい事業が発生したとか、そういったときに計画の中に盛り込んでいないとなると、交付要件を満たさないということになって、国からの補助金等が得られないということになったら、地方としては非常に不利ですので、策定された後に追加等の変更ができるのか、そのあたりについてもお聞きしたいと思います。

それから、国のほうでは、3カ年の緊急対策という考え方が今年度末にかけてそういった計画も行われていたようなのですけれども、この国土強靱化にかかわってですけど。それとの関係があるのかどうか、そのことについても参考までにお尋ねをしたいと思います。

それから最後になりますが、この6ページの一番最後に書かれている計画の策定にかかわって、業者に委託をする部分と、それから町で作業を行う部分を切り分けて、発注する部分と岬町でつくる部分があるというような意味だと思うのですけれども、これはどんなことをお考えになっているのか、こういう手法は、私、ちょっと忘れてしまったのかもしれないけど初めて聞くような気がしますので、もう少しご説明をいただけたらありがたいなというように思います。お願いします。

○奥野 学議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 まず、私のほうから一つ目の質問でございます普通地方交付税、財源のことについてご説明いたしたいと思います。

普通地方交付税については、どの事業にも充当可能な一般財源ということでございます。

今回の歳出の規模が551万6,000円の規模でございますので、その同額をもって普通地方交付税で財源調整をさせていただいたところでございます。

ちなみに、普通地方交付税の当初予算額につきましては、16億9,800万円でございます。

その後、7月に交付決定がございまして、17億5,593万1,000円ということで、約5,800万円程度予算より多く交付決定をいただいておりますので、その分についてはそれ以降の補正予算の財源に使用できるといった形でございます。

9月補正におきましては、約1,400万円程度の財源調整をさせていただきまして、今回につきましては551万6,000円という形で財源調整をさせていただいているところでございます。

○奥野 学議長 都市整備部理事、中谷博夫君。

○中谷都市整備部理事 私のほうからは、海岸連絡線の工期の件と、その1工事の膨らみの件と、古田橋の件についてご説明させていただきます。

まず、海岸連絡線の工事の工期についてですが、前倒して執行する工事につきましては、現在施工中の町道海岸連絡線整備工事その1と、その2の工事変更契約を3月議会に追加議案として上程していく予定でございます。

続きまして、その1工事の膨らみ、テールアルメの膨らみについてですが、膨らみにつきましては工事施工中によるものであると認識しております。

また、竣工検査時には膨らみについて確認しております。

その膨らみにつきましては、施工基準内におさまっており、その経緯につきまして、工事完了後、現在に至るまで月1回程度観測しておりますが、変動は見られません。

それと古田橋ですが、古田橋の設計時の設計するにあたりましての補修設計の設計内容としまして、近接による詳細点検でありまして、橋面の裏、橋の裏なのですが、その辺の分につきましては、河床から足場を用いて目視により、また、ハンマーにより打音検査を行い、損傷部、またコンクリートの浮き等を確認して補修範囲を決定しております。

それで、実際工事を施工するにあたりまして、順次、当初の設計の補修箇所をコンクリートをはつていきますと、想定以上に補修箇所の面積が広くなりましたので、橋梁の安全を確保するために追加工事の補修を必要とすることになったということです。

○奥野 学議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 中原議員からの4点質問があったと思います。

まず、1点目は、資料の5ページの地方公共団体の計画等の指針となるべきものとして定めることができるという部分でございます。

それについて、何を指すのか、どういうことなのかというのですが、おっしゃるとおり、この国土強靱化地域計画につきましては、総合計画でありますとか、地域防災計画でありますとか、その辺との当然、整合は取らないかと。

調整も、町が図っていかなければならないというところで、その辺で、例えば総合計画を見直す場合に、国土強靱化計画ではこうなっているから、それと調和なり整合はしなければなりません。

んよということで、総合計画の上ということではなく、横並びといいますか、それぞれの整合性を取っていきなさいよというように私どもは認識しております。

それから、あと、次、6ページのほうで、万が一、その計画のほうで事業が漏れてない場合とかも考えて、変更とか追加できるのかというところでございます。

これ当然、計画をつくれば、その事業の実施の進捗管理なりもしていきますし、新たなことが発生すれば、追加することになりますし、ある一定期間で見直しも必要になってこようかと思えます。

ですので、もし万が一、新たな事業が発生し、この計画に載ってない事業が出てきたという場合は、即座に追加していきたいというような対応でしていきたいというように考えております。

それから、国のほうの3カ年計画ですけれども、当然、これとのリンクでございまして、それに基づいて国のほうもこういうような方針を出してきているというところで、私どももその方針に基づいて計画をつくっていくというところでございます。

それから、あと作業分担の話なのですが、これ業務委託ですので、ほとんどが人件費の関係になってきます。

その中で、例えば資料の収集から始まって、各事業の洗い出しとか点検とか、最悪の事態の想定というのですか、大きな、例えば地震が起こった場合にどうなるのやというような想定は職員でしようということで、後の取りまとめとか、専門的な技術なりが要るところは受託業者さんにお任せしようというところでの作業分担という意味でございます。

○奥野 学議長 都市整備部理事、中谷博夫君。

○中谷都市整備部理事 先ほど、連絡線の工期の件で答弁漏れがありましたので、修正させていただきます。

工期としまして、工事の全体工期としての工期は変わりはありません。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目にお尋ねをしていた普通地方交付税のことについて、そのときにあわせて聞きましたけれど、国土強靱化地域計画策定業務委託料の交付率も先ほどの説明で100%の充当というように見ていいのかなと思ったのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。重ねてお尋ねをします。

それから、町道海岸連絡線の工事にかかわって重ねてお尋ねをするのですが、その1の箇所内の壁面の膨らみについてご説明をいただきました。

施工基準内と確認しているということでありましたので、その施工基準等が示された資料を追

ってで構いませんので、写しをいただきたいと思います。

その2点を、1点は求めるということですが、1点のみお答えをいただいております。

○奥野 学議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ご答弁申し上げます。

予算書の11ページ、12ページに国土強靱化地域計画策定事業委託料といたしまして391万7,000円ございます。

これにつきましては、補正予算の財源内訳といたしまして一般財源という形になってございますので、この事業の実施についての特定財源はございません。

その財源調整といたしまして普通地方交付税を充てさせていただいているということでございます。

○奥野 学議長 ほか、ご質問ございませんか。

道工晴久君。

○道工晴久議員 今、中原議員のほうも国土強靱化計画につきましての質問ございましたけども、私も一般質問をさせていただき予定いたしておりますので、深くはお聞きしませんけども、この事業、大変な事業なのですね、やっぱりね。

先ほど、策定期間の短縮及び経費の削減のために委託業者と本町の職員とで作業分担すると、こうおっしゃっていますけども、それでなくても、今、これがなくて、職員が毎日のように飛び回っている中で、本当に中にいる職員がこの業務できるのかどうか。

泉佐野市さんがもう策定しておりますけど、いろいろ聞かせていただきましたけども、国が約4兆円のお金をかけてこの国土強靱化についての事業をやろうとしている、大変ありがたいことですが、やはり、メニューそのものが大変難しいと思います。

全般にわたって、この事業を策定、いわゆる岬町版をつくっていくならば、抜けたら、後でまた追加頼みますねんということではないと思うのですよ。

やはり、初めの段階できちっと策定をしてやっていかなければ、追加は予算がありませんのであきませんと言われるのが落ちですわ。ですから、当初からしっかりとこの辺のメニューをやっていたきたい。

そうしなかったら、なかなかこの事業は住民の皆さん方に安心して住んでもらえるまちづくりをする上において、大変な事業です。

この間からいろんな水害とかいろいろ問題出ています。川底を浚渫したり、危ないところの土

砂崩れの部分、そういうところもきちっと見渡してやっていかなければいけない。

これも限られた期間で、6月には出しなさいよということですから、これだけのボリュームが本当に短期間でできるのかどうか、その辺ちょっと危機管理監にお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 答えいたします。

たしかに、この事業は町の施策全般にわたるものですから、かなり大変な作業になると思います。

それで、危機管理担当だけでは当然できません。各部署に協力をいただかないとできないというところがございます。

来週予定している部長会議で、どういう作業をするのかということも含めてお示しさせていただいて、関係する全ての部署に協力依頼をお願いしたいというように考えております。

この議決をいただいてから入札の手続に入らないといけないわけですが、それを待っていたらできないということで、前倒しで各部署の作業に入らせていただきたいというように思っております。

それによりまして、できるだけ早い時期にできるように努力していく所存でございますので、よろしく願いいたします。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 竹下管理監のほうから力強いご答弁いただきました。

それぞれの原課でしっかりとこの辺を捉えられて作業を進めていただくようお願いをしておきたいと思います。

細かいことはまた一般質問でさせていただきます。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私も、この国土強靱化地域計画策定業務委託料のことでお伺いします。

先ほど来から何人かの議員でこの件について質問がなされておりますが、私から1点、この業務委託料の397万1,000円に至るまでの、例えば、もう少し詳細、算定基準といいますか、例えば、先ほどちょっと出てきました人件費であったり技術料とかというのが言われましたけれども、何がどうなってこの397万1,000円になるのかと。

これはもちろん、あくまで予算でございますが、基準といいますか、今、出されている中での判断材料といいますかというのをお示しいただきたいというのが1点。

そして、2点目で、この件、随時、やはりこれが必要だということで追加も検討していくと、見直しもしていくということもおっしゃられました。

その都度、見直していくということですが、例えば、実施していくための予算も必要になってくると思うのですが、その予算というのも100%交付されていくのかどうかというのもお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 まず、1点目の委託料でございますが、先ほども言いましたように、町の職員と受託業者で作業分担をしようというところでございます。

まず、町の職員がするというのが、先ほども言いましたけども、資料の収集整理ですとか、強靱化の目標の設定ですとか、リスクシナリオ、最悪の事態の設定、それから強靱化施策分野の設定、それから業績指標及び主要事業の検討というところを職員でしようというところでございます。

あと、業者に委託するのは、脆弱性の評価ですとか、リスクの対応方策の検討ですとか、重点プログラム等の検討、計画の推進方策の検討等でございます。

先ほども言いましたけども、これ業務委託ですので、人件費と一般管理費、それがもうほぼ主なものになってございます。

そういう形で人件費と人件費にかかわる一般管理費でほぼ予算の額になってくるというようなところでございます。

それから、先ほど、もし何か漏れているものが出てきたらその都度と言いましたけども、これは万が一の場合を想定して答弁させていただきました。道工議員からもありましたように、メニューについては漏れのないようにしっかりと計画のほうに反映していきたいというように思っております。

それから、予算につきましても、先ほど言いました交付税等も関係もありますので、その辺もきっちり取り込んで、そして予算化をしていきたいというように考えております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 もう少し、この委託料の中身では職員とする人件費と、あと業者に委託する分とあるのですが、その業者に委託する分の割合というのですか、明確な数字が出てなかったら割合でいいのですが、教えていただきたいというのがあります。

○奥野 学議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

今回、予算計上させていただいています397万1,000円、これにつきましては業者にお支払いする分でございますので、町の職員の分は含まれてございません。

あと、割合についてということで、何%が町の職員で、何%が業者かというのはちょっと出せませんが、先ほども言いましたように、脆弱性の評価。例えば、その施設について、どういう脆弱性なんだと、それに対してどういう方策を取ったら強靱化になるのかというような、そういう専門的なところを業者のほうにやっていただくということでございます。

例えば、期間ですね、作業の期間でいいますと、町が職員がやるのは、これから、大体3月末をめどにしております。

あと、4月、5月、6月ぐらいで業者のほうの作業という形で考えております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第1号、令和元年度岬町一般会計補正予算(第6次)についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号、令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次)についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 日程第4、議案第2号、令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次）についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、公共下水道工事のうち、宅地内に設置する汚水柵の設置申請件数が当初の見込み件数より多く、工事費に不足が生じるため増額するものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,722万8,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。2ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金につきましては、宅地内の汚水柵設置工事費の増額に伴う財源更生といたしまして、一般会計繰入金150万円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

事業費につきましては、宅地内の汚水柵設置工事費の増額により、下水道事業費150万円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 当初の見込みを上回るということで増額の提案がなされているわけですが、当初の見込みは何件とお考えであったのか。例年、こういったことはまま発生することなのか、お金が足りなくなると増額が必要になるということがよく起こることなのかお聞きしたいと思います。

それから、当初の見込みというのは経験則に沿って、実績をもとに、来年度はこれぐらいの数が必要だろうと、汚水柵の設置については数だとか、あとは工事費について見積もられるということだと思っておりますが、今回、それを上回った要因があればお聞きしたいということと。

それから、1件あたりの工事費の平均額があれば、そういうものを割り出しているのであればお聞きしたいのと、今回の増額の具体的な数を何カ所というようにお考えなのか、そのあたりに

についてもお聞きしたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えします。

例年ですけれども、5戸ということで予算措置をさせていただいております。

補正をさせていただくといえますのは、私、あまり記憶はございません。今回、私は初めてかなと思っております。

上回った要因につきましては、本来、下水道工事をいたしまして管が通りますと、その沿線にお住まいの方がおられれば設置していくのですが、例えば空き地であったりとか空き家であった場合は、当初は設置しないということで済ましています。

そこに、また新たに家が建つとか、引っ越しされるとかということで過去に整備が終わっているところ、そういったところの方が、人が動いたということで申請されます。今回、その件数がたまたま多かったということかと思えます。

1戸あたりにつきましては、大体50万円、1カ所あたりですね。工事費としましては150万円ということで、今回、3カ所分増額させていただいております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第2号、令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次)についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会の会議に付託された事件は全て議了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年第1回岬町議会臨時会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午前11時30分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和2年2月21日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 竹 原 伸 晃

議 員 和 田 勝 弘